

名古屋市地球温暖化対策指針（平成24年名古屋市告示184号）

第1 目的

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第98条第2項の規定に基づき、地球温暖化対策事業者（以下「事業者」という。）が、地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）及び地球温暖化対策実施状況書（以下「実施状況書」という。）を作成及び公表するための方法等に関する事項について定めることを目的とする。

第2 対象となる工場等の単位等

対象となる工場又は事業場（以下「工場等」という。）の単位等は、次に掲げるとおりとする。

- 1 同一の敷地又は建築物において事業活動を行う工場・事業場を、一つの工場等としてとらえる。
- 2 複数の賃借事業者が入居している建築物については、当該建築物全体で一つの工場等としてとらえ、賃貸事業者（建築物の所有者）が計画書を作成し、届け出るものとする。
- 3 複数の賃借事業者が入居している建築物において、賃借事業者の中に単独で市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号。以下「規則」という。）で定める規模を上回る事業者がある場合には、当該賃借事業者は、自己の管理権限の及ぶ範囲内について計画書を作成し、届け出るものとする。この場合、賃貸事業者は、当該賃借事業者が作成した以外の部分について計画書を作成し、届け出るものとする。
- 4 輸送事業者が本市の区域内に所有する工場等については、当該工場等において管理している輸送に係る事業の量（旅客輸送事業の場合は乗降客数、貨物輸送事業の場合は取扱い貨物量を指標とする。）のうち本市の区域内における事業の量が2分の1以上を占める場合に限り対象とする。なお、本市の区域内における事業の量の割合が把握できない場合は、この規定に

かかわらず対象となるものとする。

第3 地球温暖化対策計画書の作成及び届出

事業者は、条例第98条第1項の規定に基づき、対象となった工場等ごとに地球温暖化対策計画書（指針第1号様式）を作成し、下記の事項について記載することとする。また、作成した計画書は、計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策計画書届出書（規則第34号様式）によって届け出るものとする。

1 計画書の記載事項

- (1) 事業者の概要
- (2) 計画書の内容の公表方法等
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制
- (4) 温室効果ガスの排出の状況
- (5) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

2 添付書類

- (1) 基準年度におけるエネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の算定結果を添付するものとする。
- (2) 温室効果ガスの排出量の算定にあたり、独自の排出係数を用いた事業者は、その根拠資料を添付するものとする。

第4 計画書作成にあたって実施すべき事項

1 地球温暖化対策の推進に関する方針

事業者は、地球温暖化対策を推進するにあたり、省エネルギー機器の導入や、従業員に対する環境教育の推進など、対象となる工場等に即した地球温暖化対策を推進していくための基本的な方針を定めるものとする。

2 地球温暖化対策の推進体制

事業者は、地球温暖化対策を推進するため、推進責任者を定め、部署ごとに推進員を設置するなど、推進体制を整備するものとする。

3 エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の算定

(1) 算定の対象となる活動範囲

別表1に掲げる活動のうち、対象となった工場等に関する部分について算定するものとする。

なお、その他の具体的な活動の範囲の考え方は次のとおりとする。

ア 輸送用機械における燃料及び電気の使用の取扱い

輸送用機械の種類別に、次に掲げる燃料及び電気の量を算定の対象とする。

(ア) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）であって、当該工場等で運行の管理を行う自動車において使用した燃料及び電気の量とする。

(イ) 鉄道車両

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する車両であって、当該工場等で運行の管理を行う車両において使用した燃料及び電気の量とする。ただし、この規定による算定が困難な場合は、当該鉄道事業者が運行の管理を行う車両全体において使用した燃料及び電気の量とする。

(ウ) 船舶

内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航運送事業又は海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運行事業の用に供する船舶であって、当該工場等で運航の管理を行う船舶において使用した燃料の量とする。

(エ) 航空機

航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機であって、当該工場等で運航の管理を行う航空機において使用した燃料の量とする。

イ テナント等事業者における活動の取扱い

複数の賃借事業者が入居している建築物について、賃貸事業者（建築物の所有者）が計画書を作成する場合には、個々の賃借事業者が単

独で契約をしている燃料、熱及び電気の使用量並びに賃借事業者が運行又は運航の管理を行っている輸送用機械の使用に伴う燃料及び電気の使用量については、算定の対象に含まないものとする。

ウ 住居の用に供する活動の取扱い

同一の敷地内又は建物内に住居の用に供する部分を有している場合、当該部分における活動は、算定の対象に含まないものとする。

(2) 算定方法

ア 原油換算エネルギー使用量

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）及び同施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）に基づき算定するものとする。

イ 二酸化炭素換算温室効果ガス排出量

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に基づき算定するものとする。ただし、算定に用いる二酸化炭素排出係数は名古屋市が別途定めるものとし、また、計画期間内においては基準年度の排出量の算定に使用した排出係数を継続して使用するものとする。

(3) エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの取扱い

上記で算定した温室効果ガスの排出量のうち、エネルギー起源の二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに二酸化炭素換算で3,000トン以上の場合に限り、計画書及び実施状況書において温室効果ガス総排出量の算定に含めるものとする。

4 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定

(1) 計画期間

規則第83条に規定する工場等に該当することとなった年度の翌年度から原則3年間を計画期間とする。

(2) 基準年度及び目標年度

事業者は、基準年度を計画期間の初年度の前年度、目標年度を計画期間の最終年度とする。

(3) 排出の抑制に係る目標の単位

抑制に係る目標は、温室効果ガスの総排出量又は原単位あたりの排出量（事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量、その他指標に係る単位量あたりの温室効果ガスの排出量をいう。）について設定するものとする。

(4) 目標設定の考え方

事業者は、当該工場等の排出活動区分ごとの燃料等の使用状況や省エネルギー機器の導入状況とその将来的な見込み、当該工場等を取り巻く社会的な状況などを総合的に判断し、目標年度の排出量について、基準年度と比較して数量的かつ達成可能な目標を設定するものとする。

また、可能な場合には、計画期間の上記の目標とは別に、長期的目標を設定するものとする。

第5 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

1 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

事業者は、温室効果ガスの排出を抑制するために、温室効果ガス排出の状況、取組の現状を踏まえ、別表2に掲げる対策や法令の基準等を参考に、効果的かつ実現可能な取組を検討し、その実施に努めるものとする。

2 その他の地球温暖化対策

事業者は、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制のみでなく、他の事業者や市民等の温室効果ガスの排出の抑制等への寄与及びその他地球温暖化対策の推進への貢献を図るため、次に掲げる措置について、別表3に掲げる対策等を参考に、効果的かつ実現可能な取組を検討し、その実施に努めるものとする。

(1) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

(2) 環境価値（クレジット等）の活用

(3) 水資源の有効利用

(4) 廃棄物の発生の抑制等

(5) 森林の保全・緑化の推進

(6) 環境に配慮した資材・機器等の利用（グリーン購入の推進）

- (7) 環境に配慮した輸配送の実施
- (8) 自動車利用の抑制、公共交通機関の利用促進
- (9) 地球温暖化対策等に関する教育及び学習の推進等
- (10) その他

3 テナントビルにおけるエネルギー管理等

複数の賃借事業者が入居する建築物において、賃貸事業者と賃借事業者は、共同して省エネルギーを始めとする温室効果ガスの排出の抑制等を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者において温室効果ガスの排出の抑制等の状況が確認できるようにエネルギー使用量等の把握を行い、賃借事業者への情報提供に努めるものとする。

4 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

本市では、積極的に環境の保全に関する活動の意欲を高めるため、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）に基づき、毎月8日を「環境保全の日」としている。事業者は、別表4に掲げる取組の事例を参考に、毎月8日の「環境保全の日」等特定の日、特に推進すべき取組の内容を定め、実施に努めるものとする。

第6 地球温暖化対策の実施状況の確認

事業者は、計画期間中、定期的に取り組の実施状況等について確認を行い、当該計画書に定めた温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、取組の内容の見直しを行うものとする。

第7 実施状況書の作成

事業者は、条例第100条第2項の規定に基づき、毎年度、前年度分について、地球温暖化対策実施状況書（指針第2号様式）を作成するものとする。また、作成した実施状況書については、毎年度7月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書（規則第35号様式）によって報告するものとする。

1 実施状況書の記載事項

- (1) 事業者の概要
- (2) 実施状況書の内容の公表方法等

- (3) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制
- (4) 温室効果ガスの排出の状況
- (5) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況

2 温室効果ガスの「みなし排出量」

次に掲げる環境価値の購入等の措置の実施について、温室効果ガスの量に換算した量を温室効果ガスの削減量とみなし、温室効果ガス総排出量に対し、「みなしの削減量」を調整したものを「温室効果ガスみなし総排出量」とすることができるものとする。同様に、原単位あたりの排出量について調整したものを「原単位あたりのみなし排出量」とすることができるものとする。

(1) クレジットの購入

他のものが自主的に行った地球温暖化対策により削減され、又は吸収された二酸化炭素の量のうち、J-クレジット制度及び前述の制度と同等の信頼性を有する制度と認める制度により認証されたクレジットの購入量を削減量とみなすことができる。

(2) グリーン電力証書等の購入

一般財団法人日本品質保証機構の認証を受けたグリーン電力証書又はグリーン熱証書について、当該工場等における使用量として購入した電力量又は熱量を、次に掲げる方法により二酸化炭素の量に換算した量を削減量とみなすことができる。

ア グリーン電力証書

購入量1キロワット時に、当該工場等で使用する一般電気事業者又は特定電気事業者の二酸化炭素排出係数を乗じる。

イ グリーン熱証書

購入量1ギガジュールに、0.057を乗じる。

(3) 再生可能エネルギー等を利用した電力又は熱の供給によるもの

当該工場等にて再生可能エネルギー等を利用して得た電力又は熱のうち、他のものに供給した量を次に掲げる方法により二酸化炭素の量に換算した量を、削減量とみなすことができるものとする。

ア 他のものに供給した電力

供給量1キロワット時に、当該工場等で使用する一般電気事業者又は特定電気事業者の二酸化炭素排出係数を乗じる。

イ 他のものに供給した熱

産業用に供給した蒸気の場合、供給量1ギガジュールに、0.060を乗じる。産業用以外に供給した蒸気、温水及び冷水の場合、供給量1ギガジュールに、0.057を乗じる。

3 添付書類

- (1) 前年度におけるエネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の算定結果を添付するものとする。
- (2) 温室効果ガスの排出量の算定にあたり、独自の排出係数を用いた場合は、その根拠資料を添付するものとする。
- (3) クレジット等の環境価値の購入について記載した場合は、その根拠資料を添付するものとする。

第8 計画書の変更等

1 計画書の変更

事業者は、計画書に記載した内容のうち、次に掲げる事項を変更した場合、地球温暖化対策計画書変更報告書（指針第3号様式）により、その内容を市長に報告するものとする。

- (1) 工場等の名称に変更があったとき。
- (2) 抑制目標に変更があったとき。
- (3) その他計画書に記載した事項について大幅な変更があったとき。

2 工場等の廃止

事業者は、計画書の対象である工場等を廃止したときは、地球温暖化対策計画書廃止報告書（指針第4号様式）により、その旨を市長に報告するものとする。

3 工場等の承継

事業者から計画書の対象である工場等を譲り受けたもの又は計画書の対象である工場等について相続、合併若しくは分割により当該工場等を承継

したものは、地球温暖化対策計画書承継報告書（指針第5号様式）により、その旨を市長に報告するものとする。

第9 公表

1 事業者による公表

事業者は、条例第100条第1項及び第2項の規定に基づき、計画書及び実施状況書について、次に掲げる事項を公表するものとする。計画書については提出した日から計画期間の終了日まで、実施状況書については提出した日から90日間、各事業者の実態に応じて、インターネットの利用、工場等における冊子の備え置き、掲示その他市民が容易に閲覧できる場所、時間等に配慮した方法により公表を行うものとする。ただし、添付書類については、公表の内容に含まないものとする。

- (1) 事業者の概要
- (2) 計画書又は実施状況書の内容の公表方法等
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制
- (4) 温室効果ガスの排出の状況
- (5) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標（の達成状況）
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置（の実施の状況）

2 市長による公表

市長は、条例第100条第3項の規定に基づき、計画書及び報告書の内容について公表するものとし、公表する事項及び公表の方法等は別に定める。

3 非公表の取り扱い

1及び2にかかわらず、条例第100条の規定による公表について、事業者は、経営に重大な影響を与える等の正当な理由があるときは、当該理由に係る事項を非公表とするよう市長に求めることができる。

この場合において、市長が非公表とすることに正当な理由があると認めるときは、当該事項を非公表とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針（以下「新指針」という。）は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 名古屋市地球温暖化対策指針（平成16年名古屋市告示第11号。）は、平成24年3月31日限り廃止にする。ただし、新指針は、平成24年度以後の年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成すべき地球温暖化対策事業者について適用し、平成23年度までの年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成した地球温暖化対策事業者については、なお従前の例による。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指針による改正後の名古屋市地球温暖化対策指針別表1、指針第1号様式及び指針第2号様式の規定は、平成28年度以後の年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成すべき地球温暖化対策事業者について適用し、平成27年度までの年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成した地球温暖化対策事業者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この指針は、告示の日から施行する。
- 2 この指針の施行の際現にこの指針による改正前の名古屋市地球温暖化対策指針の規定に基づいて提出されている地球温暖化対策実施状況書は、この指針による改正後の名古屋市地球温暖化対策指針の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この指針は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年12月1日から施行する。

別表1 算定の対象となる活動

(1) エネルギー起源二酸化炭素（原油換算エネルギー使用量）

燃料の使用
他人から供給された電気の使用
他人から供給された熱の使用

(2) 非エネルギー起源二酸化炭素

原油又は天然ガスの試掘・生産
セメントの製造
生石灰の製造
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造
ソーダ灰の製造
ソーダ灰の使用
アンモニアの製造
シリコンカーバイドの製造
カルシウムカーバイドの製造
エチレンの製造
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用
電気炉を使用した粗鋼の製造
ドライアイスの使用
噴霧器の使用
廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

(3) メタン

燃料を燃焼の用に供する施設・機器における燃料の使用
電気炉における電気の使用
石炭の採掘
原油又は天然ガスの試掘・生産
原油の精製
カーボンブラック等化学製品の製造
家畜の飼育
家畜の排せつ物の管理
稲作
農業廃棄物の焼却
廃棄物の埋立処分
工場廃水の処理
下水・し尿等の処理
廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

(4) 一酸化二窒素

燃料を燃焼の用に供する施設・機器における燃料の使用
原油又は天然ガスの試掘・生産
アジピン酸等化学製品の製造
麻酔剤の使用
家畜の排せつ物の管理
耕地における肥料の使用
耕地における農作物の残さの肥料としての使用
農業廃棄物の焼却
工場廃水の処理
下水・し尿等の処理
廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

(5) ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)

クロロジフルオロメタン (HCFC-22) の製造
HFCの製造
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入
業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入
業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用
噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入
噴霧器の使用
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるHFCの使用
溶剤等の用途へのHFCの使用

(6) パーフルオロカーボン類 (PFC)

アルミニウムの製造
PFCの製造
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用
溶剤等の用途へのPFCの使用

(7) 六ふつ化硫黄 (SF₆)

マグネシウム合金の鋳造
SF ₆ の製造
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入
変圧器等電気機械器具の使用
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるSF ₆ の使用

(8) 三ふつ化窒素 (NF₃)

NF ₃ の製造

半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるNF ₃ の使用

別表2 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組区分	細項目	取組の内容
一般管理	管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・組織横断的な委員会等の設置 ・取組状況の確認・評価・見直し ・外部機関による環境マネジメントシステムの導入
	エネルギー使用量等の把握及び管理	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量の把握・計測・記録・分析 ・計測機器の導入により、使用実態を見える化 ・設備運転管理方法を文書化（管理標準） ・主要設備等の点検、検査措置の記録・管理
省エネルギー・省資源の推進	冷暖房（空調負荷低減）	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ・ウォームビズの推奨 ・設備の運転時間・温度・外気取入量の管理 ・冷暖房区画の限定（不使用室の空調停止） ・冷暖房の運転開始から1時間程度の外気導入停止 ・ブラインドの活用、窓ガラスへの断熱フィルムの貼り付け等による日射負荷の減少 ・二重サッシや複層ガラスによる断熱性の強化 ・屋上緑化、散水、熱線反射塗料により屋根等からの侵入熱の防止
	（設備運転の効率化）	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水ポンプは負荷変動に対応してインバータ等で変流量化 ・中央方式の空調機のファンは、空調負荷に対応してインバータ等で変流量化 ・中央方式の熱源機は、建物の配管、躯体等に蓄熱があるため、業務終了15～30分前に運転停止 ・エアコン室外機の風通りを確認し、高温時には自動に水を噴霧する設備の導入 ・室温のムラが大きい場合は、扇風機やサーキュレーターの活用等により均一化 ・ガス焚冷温水発生機は、定期点検等で空気比1.3程度（排ガス酸素濃度5%）以下に調整 ・中間期における冷凍機や冷温水発生機等は、冷水出口温度を上げて（温水出口温度を下げて）運転
	（点検及び運転管理の適正化）	<ul style="list-style-type: none"> ・中間期等は積極的な外気の導入により、空調機又は熱源機の運転時間の削減（外気冷房） ・室内環境をチェックしながら、空調機や熱源は間欠運転
	（高効率機器への更新）	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の購入・更新時は高効率機器を指定 ・長時間運転のファンやポンプは、高効率系電動機を採用 ・長時間運転するファンのVベルトを省エネベルトに交換

取組区分	細項目	取組の内容
省エネルギー・省資源の推進	給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーは、定期点検等で燃焼状態をチェックし、空気比を可能な限り低く設定 ・中央式の給湯設備は、個別分散方式への更新し、運転を冬季に限定 ・負荷率の大きい大型ボイラーは、小型ボイラーの台数制御方式等への更新 ・機器の購入・更新時は高効率機器を指定
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みや残業時には不必要な照明を消し、必要な場合はスポット照明を採用 ・用途に応じた適正な照度基準を定め、照度の測定、器具・ランプの清掃を定期的実施 ・タイマーや自動点滅器の動作状況を定期的にチェックし、不要点灯や誤点灯を防止 ・照明回路の細分化により、きめ細かな点滅操作 ・LED器具、Hfインバータ蛍光灯器具、高輝度誘導灯、人感センサー内蔵器具等への更新 ・白熱灯からLED器具または電球型蛍光灯への取替 ・水銀灯からLED器具、セラミックメタルハライドランプまたは蛍光灯への取替
	OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・離席時はスリープ機能を活用 ・退社時や外出時は、可能な限りパソコンや事務用機器の主電源を切り、待機電力を削減 ・パソコン等の電源コンセントは、通電表示ランプやスイッチ付のものとし、目の届く場所に設置 ・パソコンや事務用機器の購入時は、待機時の消費電力等が少ない省エネルギー機器を選定
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の不要な照明を消灯 ・エレベーターの台数制御 ・利用者の少ないエスカレーターに人感センサーによる自動運転を採用 ・自動販売機やエレベーターなど省エネルギー型の機器を導入 ・老朽化した変圧器（設置後25年以上）は、省エネ法に規定されたトッランナー変圧器へ更新 ・変圧器容量と契約電力の検討し、過剰な変圧器容量を削減 ・デマンド制御装置を導入し、最大需要電力を抑制 ・コージェネレーションシステムなどエネルギーの利用効率が高い設備を導入

取組の区分	取組の内容
自動車利用における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・業務における公共交通機関や自転車の利用促進、カーシェアリングの導入による自動車利用の抑制 ・車両ごとの燃費管理 ・急発進・急加速をしない、アイドリングストップの確実な励行などのエコドライブを推進 ・タイヤの空気圧など、こまめな点検・整備 ・業務用、営業用の車には、用途に合わせた大きさの低燃費車・低公害車を選定 ・次世代自動車の導入
工場等の製造工程における対策	<ul style="list-style-type: none"> ・生産時、使用時におけるエネルギー消費量が少なくてすむような製品の設計 ・温室効果ガスの発生量の少ない燃料の採用 ・製造工程の見直し・改善、新設備の導入 ・製造工程で発生する排熱・未利用エネルギーを有効利用する装置の導入 ・原料の調達において、資源の採取時、製造段階、廃棄時のエネルギー消費、環境負荷の少ないもの選択
ハイドロフルオロカーボン等の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・工程等の見直し、定期的な点検を実施し、充填時や使用時のハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素などの漏洩の防止 ・地球温暖化係数が低い物質への転換又は温室効果ガスに該当しない物質への転換 ・半導体等の製造装置の洗浄作業時におけるパーフルオロカーボンの効率的な使用

別表3 その他の地球温暖化対策

取組の区分	取組の内容
再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電、風力発電、太陽熱温水器等の自然エネルギーを利用した設備の導入 ・ バイオマス発電などその他新エネルギーの導入 ・ 工場等において発生する排熱や未利用エネルギーの有効利用
環境価値（クレジット等）の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ J-クレジット制度等のクレジットの活用 ・ グリーン電力証書、グリーン熱証書の活用
水資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擬音装置や節水こまの設置 ・ 節水型トイレの採用 ・ 雨水貯留タンクや雨水利用施設の設置 ・ 工程内で発生する洗浄水等を中水処理し、有効利用
廃棄物の排出抑制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両面コピー、裏紙利用等による紙使用量の削減 ・ 電子共有フォルダの利用等によるペーパーレス化 ・ 分別ボックスの設置、分別基準の設定等によるオフィス古紙のリサイクル ・ 事務用品、事務用機器のリユース ・ 生ごみの堆肥化、樹木のチップ化などの有効活用 ・ 使用済み自社製品の回収、リサイクルシステムの導入 ・ 容器包装の削減、製造工程における廃棄物の削減
森林の保全・緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の保全及び整備活動の実施 ・ 地域産の木材の利用 ・ 屋上緑化、壁面緑化、敷地内の緑化 ・ 敷地外の緑化の保全活動の実施
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境ラベル商品等の購入、使用 ・ 「環境物品等の調達に関する基本方針」（グリーン購入法）に準じた方針の設定
環境に配慮した輸配送の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同輸配送、モーダルシフト（幹線貨物輸送をトラックから鉄道や海運に転換）等の実施 ・ 納入事業者、配送事業者に対し「グリーン配送（環境に配慮した配送）」を要請
自動車利用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員、従業員のマイカー通勤の規制 ・ 通勤における公共交通機関の利用促進
環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員、従業員等への定期的な環境教育の実施 ・ 電子メール等での環境関連の情報を配信 ・ 講演会、セミナーなどの開催

別表 4 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組の事例

取組の事例
<ul style="list-style-type: none">○定時退社に努める。<ul style="list-style-type: none">・管理職が定時退社をチェック○エレベーターの利用を控える。<ul style="list-style-type: none">・荷物運搬時以外の利用を自粛・営業時間外はエレベーターの運転を停止○空調の効率化に努める。<ul style="list-style-type: none">・「環境保全の日」はフィルターの清掃日に指定○自動車の利用を控える。<ul style="list-style-type: none">・「環境保全の日」にはタイヤの空気圧や、余分なものを積んでいないか等、社有車のチェック日に指定・可能な範囲で自動車の利用を自粛

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	
工場等の名称	
工場等の所在地	
業 種	
業務部門における 建築物の主たる用途	
建築物の所有形態	
事業の概要	
計 画 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

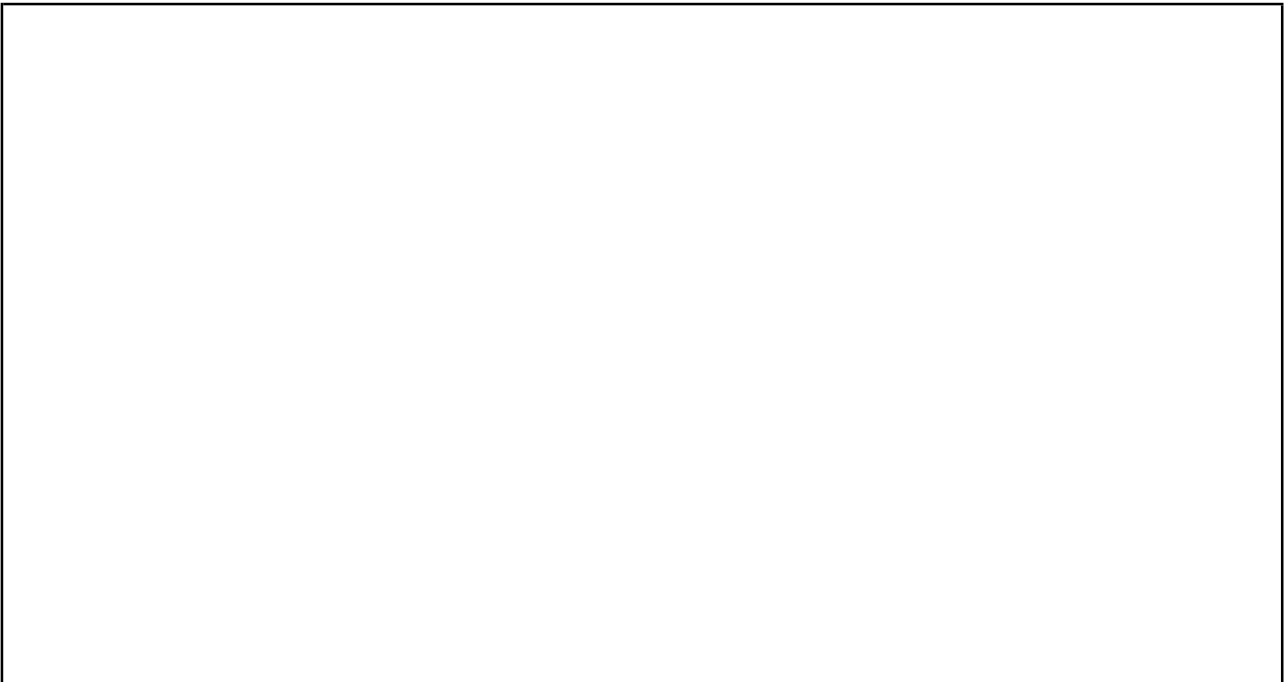
公 表 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
公 表 方 法		掲 示 閲 覧	(場所)
		ホ ー ム ペ ー ジ	(HPアドレス)
		冊 子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先			

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to input the policy regarding the promotion of climate change measures.

(2) 地球温暖化対策の推進体制

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to input the promotion system for climate change measures.

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（ 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量			t-CO ₂
① （温を 二室除 酸化効 果ガス 炭素換 算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	
------------------	--

項目	基準年度 年度		目標年度		年度	
	排出量（実績）		目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項目	基準年度 年度		目標年度		年度	
	排出量（実績）		目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排出量		t-CO ₂ /		t-CO ₂ /		%

（2）目標設定の考え方

--

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--

地球温暖化対策実施状況書

1 地球温暖化対策事業者の概要

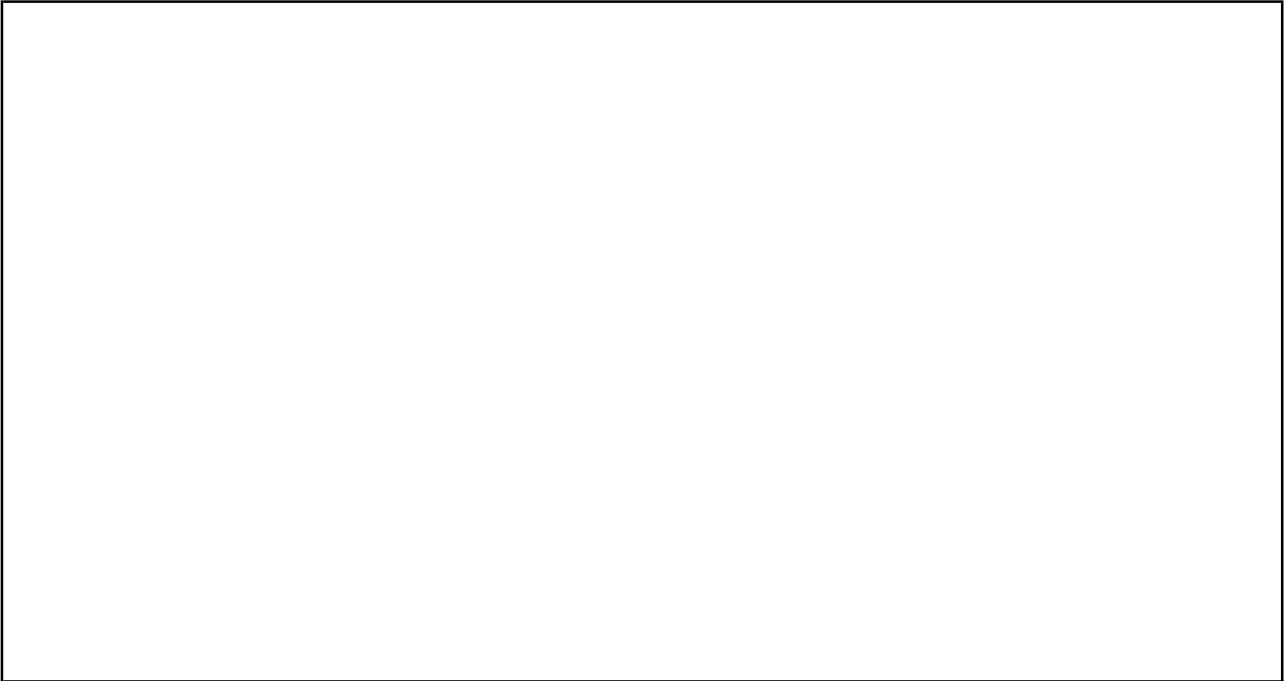
地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	
工場等の名称	
工場等の所在地	
業 種	
業務部門における 建築物の主たる用途	
建築物の所有形態	
事業の概要	
計 画 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

2 地球温暖化対策実施状況書の公表方法等

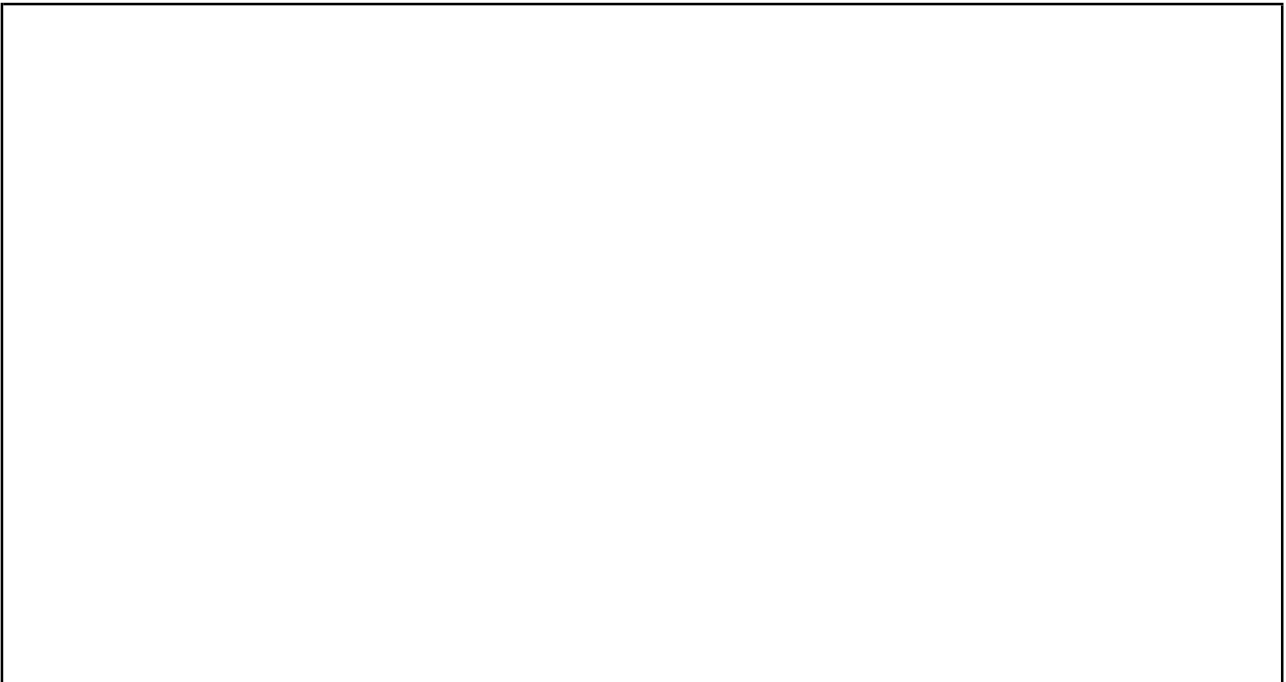
公 表 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
公 表 方 法		掲 示 閲 覧	(場所)
		ホ ー ム ペ ー ジ	(HPアドレス)
		冊 子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先			

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to input the policy regarding the promotion of climate change measures.

(2) 地球温暖化対策の推進体制

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to input the organizational structure for the promotion of climate change measures.

4 温室効果ガスの排出の状況

計画期間 年度目 (年度) の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
①温室を酸効果除去炭ガス換算排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素 (③を除く。)	t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素	t-CO ₂
	④メタン	t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素	t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類	t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類	t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄	t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素	t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素 (発電所等配分前)	t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量 (①~⑩合計)	

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標の達成状況

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標の達成状況

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	
------------------	--

項目	基準年度の実績		目標		計画期間の実績			
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
温室効果ガス総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
削減率			%	%	%	%	%	%
温室効果ガスみなし総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
削減率			%	%	%	%	%	%

項目	基準年度の実績		目標		計画期間の実績			
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
原単位あたりの排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
削減率			%	%	%	%	%	%
原単位あたりのみなし排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
削減率			%	%	%	%	%	%

(2) 進捗状況に対する自己評価 (目標の達成/非達成の理由)

--

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

備考4 温室効果ガスみなし総排出量とは、温室効果ガス総排出量に対し、クレジット等の環境価値に相当するもの及び再生可能エネルギー等の利用による温室効果ガスの削減量等を調整したものをいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置の実施状況

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標	取組の実施状況

指針第2号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用の状況

ア 計画期間 年度目 (年度) における利用の状況

導入年度	設備等の種類	概要 (規模、性能、発生エネルギー量等)

イ 上記のうち、他のものに供給した電力及び熱

区分	再生可能エネルギーの種類	温室効果ガス換算量 (みなしの削減量)
電力		t-CO ₂
熱		t-CO ₂

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用状況

計画期間 年度目 (年度) におけるクレジット等の利用

クレジット等の種類	創出地	温室効果ガス換算量 (みなしの削減量)
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂

(4) みなしの排出量の算定に利用した温室効果ガス換算量 (みなしの削減量) の合計

t-CO ₂

(5) その他の地球温暖化対策に係る措置の実施状況

--

(6) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組の実施状況

--

地球温暖化対策計画書変更報告書

年 月 日

名古屋市長 様

報告者 住 所
名 称
代表者氏名

地球温暖化対策計画書について内容を変更したので、名古屋市地球温暖化対策指針第8第1項の規定により次のとおり報告します。

工場等の名称			
工場等の所在地			
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更年月日		年 月 日	
変更理由			
連絡先 注	担当部署	会社名・担当部署	
		住所	〒
	担当者氏名		
	電話番号等	電話番号	
		ファクシミリ番号	
電子メールアドレス			

注 連絡先には地球温暖化対策計画書の内容に関する担当部署名等を記入してください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

地球温暖化対策計画書廃止報告書

年 月 日

名古屋市長 様

報告者 住 所
名 称
代表者氏名

地球温暖化対策計画書に係る工場等を廃止したので、名古屋市地球温暖化対策指針第8第2項の規定により次のとおり報告します。

工場等の名称			
工場等の所在地			
廃止年月日		年 月 日	
廃止理由			
連絡先	担当部署	会社名・担当部署	
		住所	〒
	電話番号		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

地球温暖化対策計画書承継報告書

年 月 日

名古屋市長 様

報告者 住 所
名 称
代表者氏名

地球温暖化対策計画書に係る届出者の地位を承継したので、名古屋市地球温暖化対策指針第8第3項の規定により次のとおり報告します。

工場等の名称				
工場等の所在地				
承継者	住 所			
	名称及び代表者氏名			
被承継者	住 所			
	名称及び代表者氏名			
承継年月日		年 月 日		
承継理由				
連絡先注	担当部署	会社名・担当部署		
		住 所	〒	
	担当者氏名			
	電話番号等	電話番号		
		ファクシミリ番号		
電子メールアドレス				

注 連絡先には地球温暖化対策計画書の内容に関する担当部署名等を記入してください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。